

1 大阪市水道局内部統制体制の整備・運用状況について

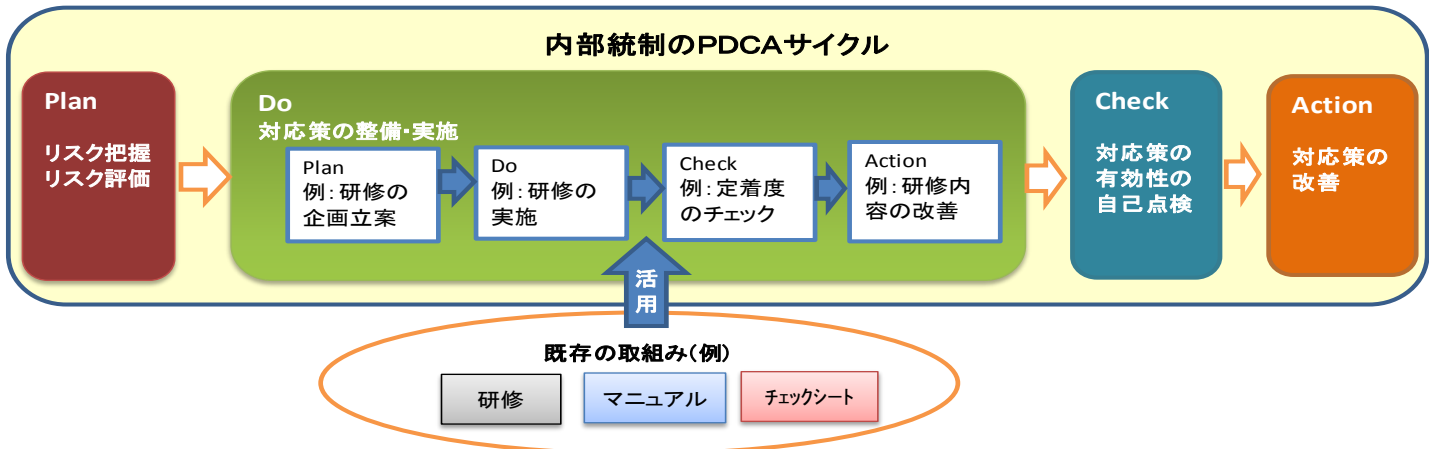
(1) はじめに

水道局では、平成26年11月に「大阪市水道局内部統制基本規程（以下「基本規程」という）」を制定し、企業管理者（水道局長）を最高責任者とした当局独自の内部統制体制を確立した。しかし、水道にかかわる事故リスクや業務リスクは、近年、多様化・複雑化する傾向にあり、加えて、水道施設は広大なネットワークを形成しているために、今後新たに想定されるテロへの対策など、より高度なリスク管理が求められている。

このような状況を踏まえ、平成30年3月に策定した「大阪市水道経営戦略（2018-2027）」において「市民・お客さまの安心安全に向けた「リスクマネジメントの強化」」を基本施策のひとつとして掲げ、その中で「内部統制の強化」に取り組むこととしている。

(2) 内部統制のPDCA

内部統制とは、業務上のリスクの発生を未然に防止し、あるいは早期に発見し、リスクが発生した場合（顕在化した場合）に適切に対応する仕組みである。内部統制を整備・運用することにより、各課等が下図のような内部統制のPDCAサイクルを回し、自律的なリスク管理体制を構築することを目指している。



(3) 内部統制体制の強化

① 統括的リスク管理強化に関する基本方針の策定

- ・ 重大なインシデントの発生を誘発する恐れのある要因の把握と徹底した未然防止対策の実施、ならびに発生した際の一連の事前・事後対応を円滑に実施するための統括的なリスク管理体制の強化の方向性を示すため、平成30年5月25日、「大阪市水道局の統括的リスク管理強化に関する基本方針」を定めた。

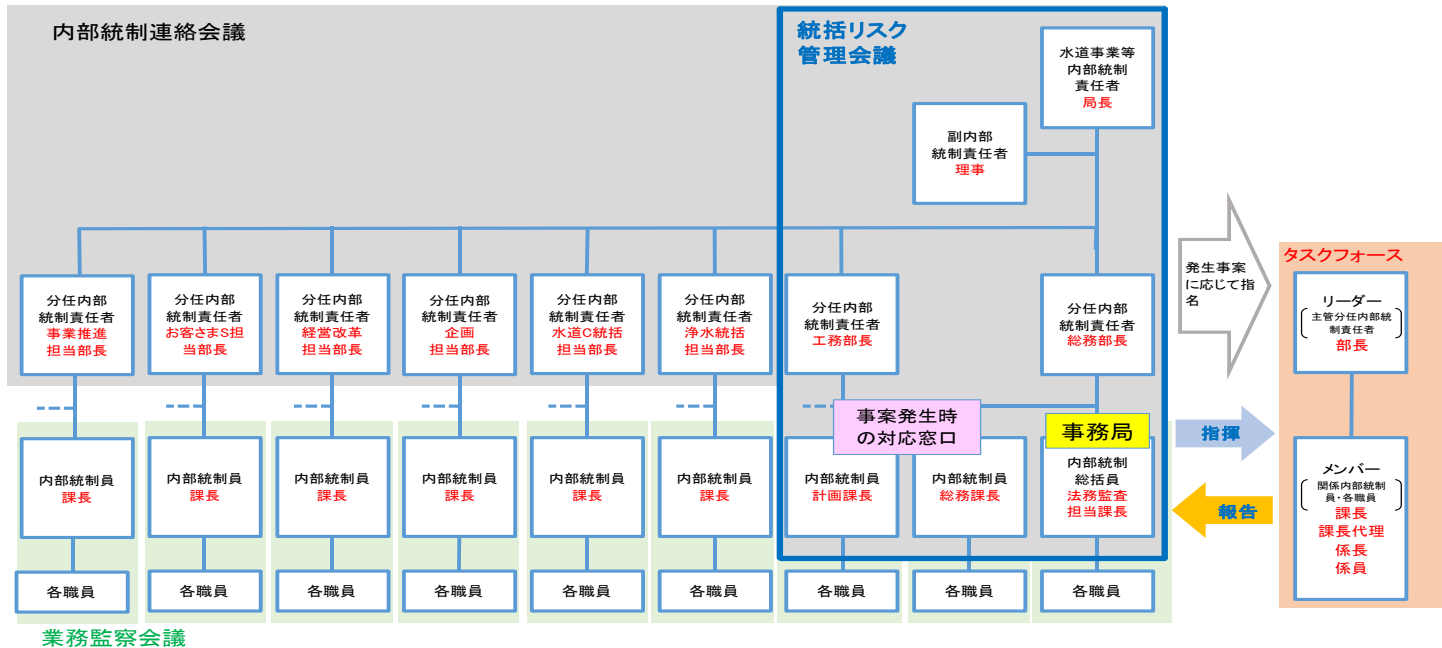
② 水道局内部統制体制の強化

● 「統括リスク管理会議」の設置

- ・ 内部統制に関する特に重要な事項に迅速かつ機動的に対応するため、内部統制連絡会議内に「統括リスク管理会議」を設けた。
- 所管事項
 - ・ 局の内部統制に関する特に重要な事項への対応に関すること
 - ・ タスクフォースへの指揮に関すること 等

● 「タスクフォース」の設置

- ・ 速やかに対応しなければ市民等への被害が増大する事象や、局の事業の適正な執行に重大な影響を及ぼす（可能性がある）事象が発生したときや、リスクを低減するための予防的対策を講じる必要があると特に認められるとき、内部統制連絡会議にタスクフォースを設ける。
- 所管事項
 - ・ 上記の事案に関する調査分析、是正、再発又は予防的対策その他の必要な措置の策定及び実施に関すること
 - ・ 事案に関する局内及び局外への対応の方針の策定及び実施に関すること
 - ・ 事案につき利害関係を有するものと認められる者との協議及び調整に関すること
- タスクフォースでの対応事項（令和2年度）
 - ◇ 水道工事における業務品質管理に係る調査検討タスクフォース
不適正施工問題に係る事実確認のための調査、是正、再発防止策（工事の検査監督のあり方に関するものを含む）を策定する。
 - ◇ 入札事務に関する点検及び改善タスクフォース
入札事務に関する調査及び契約事務に関するリスク分析と対応策を策定する。
 - ◇ 新型コロナウイルス拡大に伴う局事業のリスクヘッジに関する検討タスクフォース
新型コロナウイルスの感染拡大に伴う大幅な経済活動の低下により、給水収益の大きな減少が見込まれる状況下にあっても、安心・安全で安定的な給水を確保しつつ、経営を安定化させる対応について検討する。



業務監察会議

(4) 内部統制の 4 つの目的を達成するための令和 2 年度の主な取組例

目的①：業務の有効性及び効率性の確保

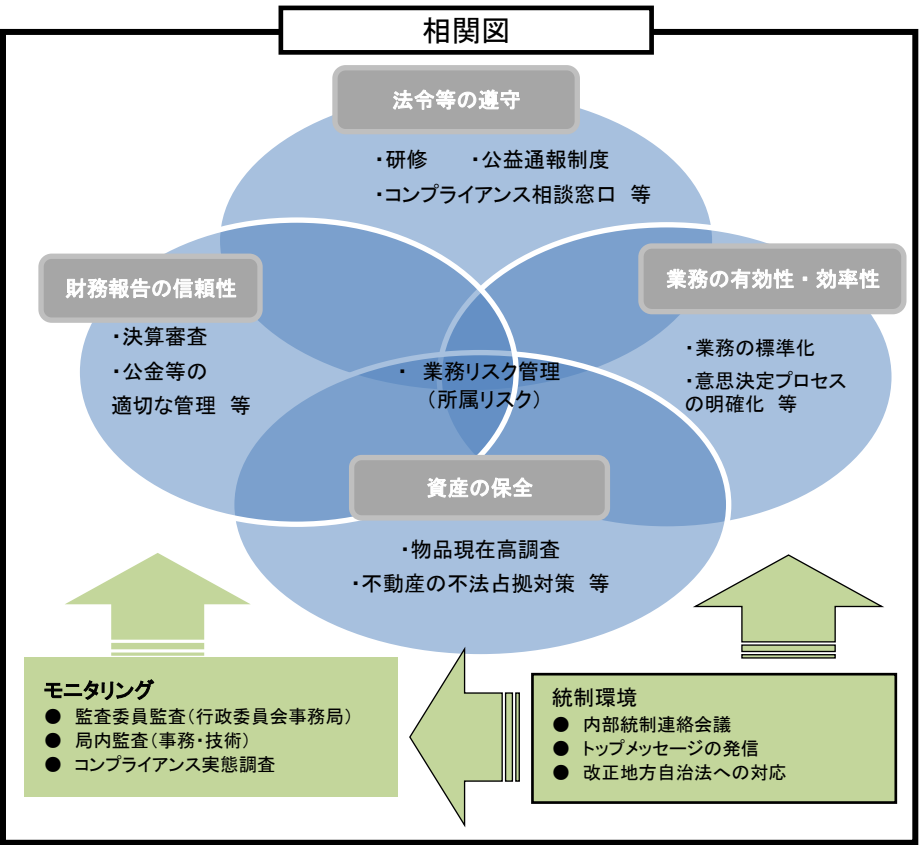
- 引継ぎにおける標準化されたツールの活用
 - ・課長級職員（内部統制員）の事務引継ぎにおいて、標準化されたツールを活用し、引継ぎリスクの低減を図る。
 - ・局部長事務引継ぎにおいて、「重要事務引継書一覧」を作成する。引継ぎ内容や懸案事項等を一覧化し一層のリスク低減を図る。
- 意思決定及び意思形成過程に係る公文書の作成・保存の徹底
 - ・セルフチェックシートによる自主点検を実施する。
 - ・局内監査による実施状況のモニタリングを行う。

目的②：財務報告の信頼性の確保

- 決算審査
 - ・監査委員（行政委員会事務局）において、毎会計年度、公営企業管理者が調整した決算について、決算書等の関係諸表の係数を確認するとともに、予算の執行が効率的かつ有効となっているか審査する。
- 公金等の適切な管理
 - ・局内監査（事務）において、現金及び証券類等について点検する。

目的③：法令等の遵守

- コンプライアンスに関する研修等の実施
- 公益通報制度の運用
- コンプライアンス相談窓口
- 内部統制便りの発行
- コンプライアンスアンケートの実施



目的④：資産の保全

- 物品現在高調査（資産の棚卸）の実施
 - ・物品（貯蔵品・保管品）の現状を把握して、適正な物品管理を期す。
- 不法占拠に係る対応
 - ・引き続き不法占拠対応業務マニュアルに基づき、定期的に用地巡視を行い不法占拠の防止に努め、不法占拠物件について文書投函や相手方との交渉を行うなど越境物の解消を図る。
 - ・局内監査（事務）において、不法占拠等状況照会の実施状況を確認する。
- 事業の用に供しない資産の処分及び転活用
 - ・営業所跡施設である「境川」については、駐車場（一部）を非常用救急車の待機スペースとして消防局に使用承認を行っている。建物部分については、令和2年9月から令和3年3月まで都市計画局が活用する予定である。
 - ・6か所のサービスステーション跡施設のうち、「大正」は、学習・登校支援サポート事業として大正区役所に使用承認を行っていたが、当該事業が平成30年度で終了したため、改めて局内・局外での活用も視野に入れた検討を進めている。

（他のサービスステーション跡施設）

 - ・「歌島」は大阪労働局（ハローワーク）及び本市市民局（就労支援）に継続して使用承認。
 - ・「淡路」、「住吉」、「生野」は保育施設として活用。
 - ・「此花」は条件付一般競争入札による民間貸付。